

○熱海市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

平成14年3月26日

告示第18号

熱海市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成8年熱海市告示第26号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、熱海市内から排出される生ごみの自己処理を推進することにより、ごみの減量と再利用を図るため、生ごみ処理機器（以下「機器」という。）を購入する者に対して予算の範囲内において交付する補助金に関し、熱海市補助金等交付規則（昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平20告示12・平20告示91・一部改正）

（用語の定義）

第2条 この要綱において「機器」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ処理容器 生ごみを堆肥化するための容器をいう。
- (2) 生ごみ処理機 生ごみの水分を機械的に除去し、当該生ごみを減量化、消滅化又は堆肥化するための機器をいう。

（補助の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住し、現に熱海市の住民基本台帳に記録されている者とする。

（平20告示12・一部改正）

（補助金の額等）

第4条 補助の対象となる機器の個数及び補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理容器は、1世帯につき1個を限度とし、補助金の額は、購入金額の2分の1以内で3,000円を限度とする。
- (2) 一般家庭用生ごみ処理機は、1世帯につき1機を限度とし、補助金の額は、その購入金額の2分の1以内で3万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平20告示12・平20告示91・平21告示11・平22告示53・一部改正）

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定する市長が必要と認める交付の条件は、原則として機器を3年以上継続して利用することとする。

(平20告示91・全改)

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定するその他市長が指定する書類は、当該機器の購入に係る領収書とする。

(平20告示91・全改)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の熱海市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱に基づいて申請されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年告示第12号)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後に申請される補助金の交付から適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年告示第91号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第11号)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後に申請される補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年告示第53号)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後に申請される補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。